

IATA Dangerous Goods Regulations 第65版（2024年）主な変更点

本資料は、弊社危険物訓練受講者の学習目的のため、IATA Dangerous Goods Regulations（以下、DGR）第65版の主な変更点の要旨をまとめたものです。実際の航空危険物取り扱いにおいては、必ず最新のDGRを参照してください。

Section 2 : 制限		
Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew		対象コース
2.3.2.2	電池駆動の車椅子・移動補助機器の取り扱いに関する IATA ガイダンス “Transport of battery-powered wheelchair and mobility aid guidance” の URL が追加された。 (https://www.iata.org/en/programs/passenger/accessibility/)	7.5/7.6
2.3.2.3		
2.3.2.4		
State and Operator Variations		
2.8.1	政府例外規定： アルゼンチン（RAG）とフィリピン（PRG）の例外規定が新規設定され、ポーランド（PLG）の例外規定が変更された。	7.1/7.3
2.8.2.3	運航者例外規定： China Postal Airlines（CF）、European Cargo Limited（SE）、FITS Aviation（8D）、JEJUair（7C）、Ruili Airlines Co., Ltd（DR）の例外規定が新規設定され、ASL ベルギー航空（3V）、Iberworld Airlines（IP）の例外規定が削除された。Egyptair（MS）、TUI Airways（BY）の例外規定が変更された。	7.1/7.3
Section 3 : 分類		
Class 5—Oxidizing Substances and Organic Peroxides		
3.5.2.7.3	有機過酸化物の SADT（自己促進分解温度）を決定するための試験方法について、引用されている国連マニュアルの項番が変更された。	7.1

Section 4 : 識別

Selecting Proper Shipping Name		
Table 4.1.A	DGR 第 64 版で記載漏れがあった UN2913 Radioactive material, surface contaminated objects (SCO-III), non-fissile or fissile excepted が追加された。	7.1/7.3
Special Provision		
4.4	A86 : 規則適用条件第 2 項にある試験基準について、国連マニュアルの項番等が変更された。 A174 : 削除	7.1/7.3

Section 5 : パッキング

Packing Instructions		
5.2.0.9	再充填不可のシリンダーと密閉式極低温容器の要件に、可燃性ガスが充填されている場合に水容量が 1.25L を超えないことが追加された。	7.1
PI952	説明文に“equipment”が追加され、“vehicle and equipment”となった。	7.1
PI954	オーバーパックに含まれるドライアイスの合計正味量のマーク要件を明確にするため、パッケージあたりの正味量のマークに関する項目から切り離され別項目として設定された。(7.1.7.1 参照)	7.1/7.3

Section 6 : 容器の規格と性能試験

General Provisions		
6.0.3	要件を明確化するため、項目のタイトルと項目内の構成が変更された。	7.1/7.3

Section 7 : マーキングとラベリング

Markings of Overpacks		
7.1.7.1	PI954 の変更に関連して、オーバーパックへのドライアイスの合計正味量のマークは、パッケージのマークが見えるか見えないかにかかわらず、常に必要であることを明確にするため、オーバーパックへのマーク要件が 7.1.7.1 より切り離され、7.1.7.1.1 として別項目になった。	7.1/7.3

Section 8 : 書類		
Shipper's Declaration for Dangerous Goods		
8.1.6.9.1	第 64 版 Addendum 1 で Step 5 の Note に追加された UN1169, Extracts, aromatic, liquid と UN1197, Extracts, flavoring, liquid を 2023 年 3 月 31 日まで継続使用可とする文言が削除された。	7.1/7.3
8.1.6.9.2	Step 6 の Note に、コンビネーション容器に含まれる内装容器の種別、数、正味量の申告書への記載は不要であることが追加された。	7.1/7.3

Section 10 : 放射性物質		
Labeling		
10.7.4.3.1	ラベルの必要枚数について、2 枚貼付の対象が Radioactive material <u>hazard</u> label (危険性ラベル) であることが明確化された。	7.1/7.3
Documentation		
10.8.3.9.1	副次危険性を有し、特別規定 A78 によってプロパー・ SHIPPING ・ネームに括弧書きで技術名・化学名を記載することが求められている放射性物質の申告書の記載要件と記載例が追加された。	7.3
10.8.6	申告書の作成例が 2 点、追加された。 Figure 10.8.F : 10.8.3.9.1 の記載例 Figure 10.8.G : オーバーパックの記載例	7.3

Appendix : 付録		
Appendix A	用語の解説から Carbon dioxide (二酸化炭素) が削除された。	7.1
Appendix B	B.2.1 Symbols : ほぼ等しいを意味するシンボル “≈” が追加された。	7.1
Appendix C	C1 : 説明の中で引用される DGR 項番が変更された。 C2 : 希釈剤タイプ B の沸点が SADT の基準に変更された。	7.1

本資料の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、当社は何ら責任を負うものではありませんのでご了承ください。

本資料に関するお問い合わせはこちらまで。 E-mail cbta.ncaj@nca.aero